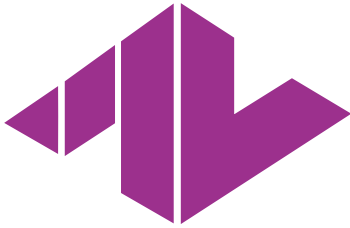


# 都留

# 市議会だより



第163号 平成24年5月1日発行

都留市議会

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

〒402-8501 ☎(43)1111

URL : <http://www.city.tsuru.yamanashi.jp/>

E-mail : [gikai@city.tsuru.lg.jp](mailto:gikai@city.tsuru.lg.jp)



第247回山梨県市議会議長会定期総会での開会のことば（副会長：都留市議会 小俣 武 議長）

## 目次

2(ページ)

3月定例会

会期日程

市長所信主要項目

議案議決結果

4 一般質問要旨

4 鈴木 孝昌 議員

5 谷垣 喜一 議員

7 小俣 義之 議員

8 清水 絹代 議員

9 国田 正己 議員

11 杉山 肇 議員

12 小林 義孝 議員

15 3月定例会各委員会の  
審査内容と結果

議会運営委員会研修

16 議会日誌

各会議における議員の  
欠席日数状況報告

編集後記

## 三月定例会会期日程

3月2日 本会議（開会）

◎会議録署名議員の指名

◎会期の決定

◎提出議案の市長説明

並びに所信表明

◎議案審議

◎議案の委員会付託

3月8日 本会議

◎一般質問

3月12日 総務常任委員会

社会常任委員会

3月13日 経済建設

常任委員会

3月14日 予算特別委員会

3月15日 予算特別委員会

3月16日 予算特別委員会

3月23日 本会議

◎委員長報告

◎議案審議（閉会）

## 市長所信主要項目

- ◆県立産業技術短期大学校都留キャンパス及び高校再編【大学建設着手に伴う引き続きの支援、高校再編において県教育委員会への調停案の遵守を求めると地域の思いが確実に反映するため取り組みの推進】
- ◆再編後の桂高校跡地利活用策【県立桂高等学校跡地利活用に関する検討有識者会議の提言等を踏まえる中で平成24年度上半期に決定】
- ◆地域公共交通に関する取り組み【「都留市地域公共交通総合連携計画」に基づく公共交通システムの構築】
- ◆エコバラタウンの実現に向けた取り組み
- ◆農林業の6次産業化
- ◆商工業振興への取り組み【「創業者支援利子補給金助成事業」の創設、「都留市企業立地支援条例」等による起業者支援や企業誘致の推進】
- ◆雇用対策【「震災等緊急雇用対応事業」を活用した雇用の確保】
- ◆すこやか子育て医療費助成の対象の拡大
- ◆三世代交流施設の整備
- ◆「ファミリー・サポート・センター」の設置
- ◆第5期都留市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定
- ◆富士・東部地域歯科救急拠点施設の整備【建設候補地となったことによる協力体制の整備と平成25年4月開設に向けた県との協議】
- ◆橋梁長寿命化実施計画の実施
- ◆都留市立病院における医療情報管理全般に係わる電子化の推進
- ◆学校の安全対策の充実【通学路の安全対策の強化、通信手段確保のための委員会事務局及び各小中学校への衛星電話の配備】
- ◆小中学校の教育環境の充実【少人数学級推進計画を確実に実現するための関係機関の働きかけ、教員補助員の継続的配置、教材備品等の環境整備、教育研修センターの相談員の増員、のびのび興譲館での「英語塾」の新設】
- ◆学校施設等の整備【禾生第一小学校校舎及び東桂小学校校舎の屋根及び外壁改修工事、禾生第二小学校プール改修工事、各小中学校の教室に扇風機2台の増設、小中学校の「エコスクール化」】
- ◆社会教育施設の充実【都留市文化会館及び下谷体育館の耐震補強及び改修工事の実施】

※詳細につきましては、後日、市役所またはホームページにて閲覧できます。

### 3 月定例会議案議決結果

区分	議員名 議案等名	議決 結果	藤江喜美子	藤本明久	鈴木孝昌	谷内茂浩	清水絹代	水岸富美男	杉山肇	谷垣喜一	堀口良昭	杉本光男	武藤朝雄	国田正己	藤江厚夫	小俣義之	小俣武	小林歳男	上杉実	小林義孝	
			○	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市 長 提 出	議第 1 号 都留市墓地、埋葬等に関する法律施行条例制定の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第 2 号 都留市公有地の拡大の推進に関する法律施行令第 3 条第 3 項ただし書の規模を定める条例制定の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第 3 号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第 4 号 都留市特別会計設置条例中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第 5 号 都留市税条例中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	議第 6 号 都留市すこやか子育て医療費助成金支給条例中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第 7 号 都留市介護保険条例中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	議第 8 号 都留市都市公園条例中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第 9 号 都留市火災予防条例中改正の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第 10 号 山梨県市町村総合事務組合の共同処理する事務の変更及び山梨県市町村総合事務組合規約中変更の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第 11 号 市道の路線の認定の件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第 12 号 平成 24 年度都留市一般会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	議第 13 号 平成 24 年度都留市国民健康保険事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第 14 号 平成 24 年度都留市簡易水道事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第 15 号 平成 24 年度都留市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第 16 号 平成 24 年度都留市下水道事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第 17 号 平成 24 年度都留市介護保険事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	議第 18 号 平成 24 年度都留市介護保険サービス事業特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第 19 号 平成 24 年度都留市後期高齢者医療特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
	議第 20 号 平成 24 年度都留市桑代沢外 17 恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第 21 号 平成 24 年度都留市水頭外 3 恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第 22 号 平成 24 年度都留市濁り沢外 18 恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第 23 号 平成 24 年度都留市板ヶ沢外 7 恩賜林保護財産区管理会特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第 24 号 平成 24 年度都留市盛里財産区特別会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第 25 号 平成 24 年度都留市水道事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	欠	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

市長提出	議第26号 平成24年度都留市病院事業会計予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第27号 平成23年度都留市一般会計補正予算(第5号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議第28号 平成23年度都留市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議員提出	議員提出議案第1号 都留市議会委員会条例の一部を改正する件	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	議員提出議案第2号 市長の専決処分事項の指定	可決	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

○は賛成 ×は反対 退は退席 欠は欠席 ※議長(小俣武)は採決に加わりません。

# 一般質問要旨

- ▽鈴木孝昌 議員
- ▽谷垣喜一 議員
- ▽小俣義之 議員
- ▽清水絹代 議員
- ▽国田正己 議員
- ▽杉山 肇 議員
- ▽小林 義孝 議員

## 鈴木孝昌 議員

- ▼新設校周辺の都留市上谷地区における通学路の整備について
- ▼文大前駅を中心とした治安維持のための交番等の設置について

### 新設校周辺の都留市上谷地区における通学路の整備について

#### 問

平成二十五年度の産業技術短期大学校都留キャンパスの開設、そして、平成二十六年の新設高校の開校により、両校合わせ千百名以上の人が谷村町駅と都留文大前駅を乗降利用することとなる。現状の都留文科大学の学生の通学、さらにこの千百名以上の人の利用が、都留市上谷地区に集中する。昨年九月

の一般質問で、都留バイパスの交通渋滞の問題を提言し、その後、信号等の改良でやや改善はされているが、この道路は、今後、通学路としても利用されることが予想される中で、昨年起きた横断歩道での交通事故も、都留バイパスから市道に移る場所であり、市道の暗さも原因の一つと考えられる。通学路としての安全確保と治安維持のためにも、部分的ではなく、連続的な道路照明も含めた、さらなる安心安全な整備が必要と考

えられるが、どのような対策を考えているのか何う。

**答** 市道天神通り線については、国道百三十九号都留バイパスの部分供用が開始され、さらなる交通量の増加が見込まれることから、その安全対策として、出入口等の支障のない箇所に、防護柵百三十九メートル、視線誘導のポストコーン十八箇所を設置したところである。また、市道都留文科大学駅前通り線については、一部道路幅員が狭く蓋なし水路となつている延長五十メートルの区間について拡幅を検討協議してきたが、用地の制約等により実施に至らないため、平成二十四年度に蓋付側溝を設置し有効幅員を増幅し、歩行者の安全を確保することとした。市道天神通り線の道路照明については、現在、南都留合同庁舎前交差点附近から文大入口交差点までの曲線区間に五基設置されており、昨年事故のあった谷村工業高等学校附近の横断歩道箇所については、平成二十四年度に一基を増設し安全の確保を行う予定となっている。今後の道路照明の増設については、来年度以降、本市と国土交通省との間で、市道と市内を通過する国道百三十九号との維持管理区分に

ついて見直しの協議が行われることとなつており、その際、西願寺前交差点からの直線部分延長八百メートルについては、国道移管に併せ連続照明設置についても要望していきたい。

### 文大前駅を中心とした治安維持のための交番等の設置について

#### 問

上谷地区では、都留文科大前駅周辺の交番設置の要望を区画整理時に行つたが実現には至らなかった。厳しい財政経済状況の中での交番設置は非常に困難であると感じているが、日本各地で設置が進んでいる地域住民のための安心安全ステーション、また、警察官OBなどの協力をいたたく中の民間交番、あるいは派出所、駐在所など、この地域に設置可能な手段を選択することを要望する。平成二十五年度から、必ず人口の移動が増えるこの地域の今後の治安維持、そして、安心と安全をぜひとも担保していただきたい。これ



は、地域住民の声であり、かねてから切望しているところであり、設置に向けてさらに強く要望するが、どのような対応を考えているのか伺う。

**答** 都留文科大前駅付近の交番については、田原土

地区画整理事業の際に設置について、地域住民の皆様の要望を受け、要望を行った経緯があるが設置には至らなかった。その後、平成二十年にも

大月警察署へ上谷交番を存続する中で、田原地内への交番等の新設を再度要望したが、新たな施設を開設することはできない旨の回答をいただいた。都留文科大周辺は、大月警察署へパトカーの巡回の増加要請を行ったことに伴い、巡回が頻繁に行われるとともに、大学独自の防犯対策として、大学敷地内の街灯のLED化による、夜間の常時点灯の準備が進められているところである。また、平成十九年に、都留警察署が、大月警察署都留分庁舎となった際に、本市からの強い要望を受けて、パトカーによる巡視が強化されるとともに、上谷交番への警察官の常駐が実施されるなど、防犯対策の強化が図られているところである。現在、大月警察署では、

上谷交番等の警察施設の老朽化に伴い、再編整備などを視野に入れた施設整備を検討しているとのことであるので、市民のコンセンサスを得るなか、本市としての意見を集約し要望を行っていきたい。また、「安心安全ステーション」の設置については、本市においても平成二十年度に「地域安心安全ステーション整備モ

デル事業」の選定を受け、防災資機材の整備をした前例はあるが、警察、消防、行政と自主防災会などの地域コミュニティ組織が連携して、防災・防犯活動を行うための拠点整備に対しての活用の可能性については、先進事例等を調査・研究するなか検討していきたい。

### 谷垣 喜一 議員

- ▼（仮称）赤ちゃんの駅設置について
- ▼青年就農給付金の活用について
- ▼実践的防災教育総合支援事業について
- ▼都留市教育振興基本計画の策定について

### （仮称）赤ちゃんの駅 設置について

**問** 乳幼児を抱える保護者の子育てを支援するため赤ちゃんの駅を設置していただきたい。事業の効果として、保護者が外出しやすくなることで行動範囲が広がることや、地域社会全体で子育て家庭を支える意識の向上を図ることができると期待している。また、シンボルマークの表示旗などを掲示することにより地域を挙げて子育て支援に取り組んでい

ることが目に見えてわかり、市のイメージアップにつながっていくことになる。子どもを産み育てるのに良い環境は、居住の地域を決める上でも重要な要素の一つである。市の公共施設に赤ちゃんの駅を設置する事業の導入について市長の所見を伺う。

**答** 「（仮称）赤ちゃんの駅」の主な用途は、オムツ交換の場所や授乳場所の提供であることから、手軽な子育て支援策として、公共施設への設置が進むと同時に民間のショッピングセンター等において

でも設置されるようになってくる。本市においても、こうした状況を考慮し、これまで市役所、いきいきプラザ都留、都留市立病院、都留文大前駅等に多目的トイレを設置し、外出時のオムツ交換などが容易にできる環境を整えてきた。また、平成二十四年度に予定している都留市文化会館の耐震化事業に併せ新たに設置する「三世代交流施設」は、子育て支援が主要な用途の一つであることから、多目的トイレと共に、授乳スペースも設置することとしている。今後、他の公共施設についても、施設改修計画時などに、その必要性やスペースの確保の可能性等について調査・検討をしていく。なお、シンボルマークについては、全国共通のマークが現在無いことから、他市の状況や今後の動向等を注視するなか調査・研究していきたい。



### 青年就農給付金の 活用について

**問** わが国の農業は、農業就業者の高齢化とともに、新規就農者の減少から後継者不足が大変深刻な事態となっている。農水省では平成二十四年度から、持続可能な力強い農業実現のため、毎年二万人の青年新規就農者の定着を目指し、新規就農総合支援事業を開始し、その柱となるのが「青年就農給付金」である。

市長所信表明では、農林業の六次産業化、耕作放棄地情報利活用促進事業を推進していくことを述べていたが、このような事業に携わる後継者育成や若い人材創出のために青年就農給付金の活用が必要ではないか。市長の所見と今後の取り組みについて伺う。

**答** 青年就農給付金については、本市が現在策定準備を進めている農業を支える人材確保等を旨とする目的とした地域農業マスタープラン（人・農地プラン）に位置付けられることが交付要件とされている。本制度は、本市の農業後継者の育成や、若い人材の創出は勿論のこと、農業の発展及び自給率の向上

にも、有効なものと考えており、今後、要綱等詳しい内容が示され次第、検討を加え実行に移していきたい。

## 実践的防災教育

### 総合支援事業について

**問** 文部科学省は、平成二十四年度予算案に、新規事業として「実践的防災教育総合支援事業」を盛り込み、緊急地震速報受信システム等を活用した新たな指導方法等の開発・普及のため、全国から約千校のモデル校を募り支援を実施する予定となっている。児童生徒等が自らの命を守り抜くため「主体的に行動する態度」の育成、支援者としての自覚を促し、安全で安心な社会づくりに貢献する意識を高めるため、このような支援事業は本市の学校でも取り組むことが必要ではないか。教育長の所見と今後の取り組みについて伺う。

**答** 学校施設等の防災対策で

第、精査し、各学校現場の教育環境（ソフト面・ハード面）を考慮し有効である場合には、県あてに申請等を行なっていくたい。なお、文部科学省の対応として、「東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議」が昨年設置され、同年九月に中間取りまとめが公表され、諸課題のひとつとして、「児童生徒等の引渡しなど被災時の対応に関する課題」があげられている。この課題に速やかに対応すべく、本教育委員会は、学校及び市防災担当部署と協議し、「大地震が発生した時の基本対応」マニュアルを先月作成した。このマニュアルは、市内全小・中学校統一のものとし、今年度中に全ての児童・生徒の保護者へ配布することとしている。今後においては、このようなマニュアル等を始めとし、「自ら危険を予測し、回避する能力を高める防災教育の推進」等を施策の方向性として重視し、各学校における防災計画・防災マニュアル等の適宜見直しに努めるとともに、地域・家庭と連携した学校防災体制の構築に取り組んでいきたい。

## 都留市教育振興基本計画

### の策定について

**問** 平成十八年十二月に、約六十年を経て教育基本法

が改正された。改正教育基本法においては、普遍的な理念は大切にしつつ、新しい時代の教育の基本理念が明示された。同時に、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、政府が基本的な計画（教育振興基本計画）を定めることが規定された。近年の教育をめぐる複雑・困難な諸問題に対しては、今までの教育施策の展開では対応できず、教育における総合的なプランである基本計画を策定する必要があると考えており、各自治体においては教育振興基本計画の策定や策定準備をしている。そこで、次の三点について伺う。①改正教育基本法になったことによる学校教育への影響と現状の教育方針について。②本市での教育振興基本計画策定について。③児童、生徒の命を守る

育長の認識と今後の取り組みについて伺う。

**答** ①改正教育基本法による新しい教育理念に対応するため、平成十九年六月には学校教育法が改正され、これと併せて小・中学校の学習指導要領が改訂され、平成二十年三月には新学習指導要領が公布されることとなった。この改訂において、算数（数学）、理科などの授業時数が増加され、また、小学校では第五学年・第六学年で外国語活動が、中学校では武道・ダンスがそれぞれ追加となり、指導する教員の確保や指導方法などの対応が必要であったが、現在のところ問題なくその対応が出来ている。また、現状の教育方針については、これまで、教育は学校現場に偏重的となる傾向にあったが、改正教育基本法では、学校、家庭、そして地域が連携・協力を強化し、社会全体の教育力を向上させる必要性が示されたことから、今後、各関係者においては教育に対する意識を新たにしていたきたいと



考えている。具体的には、学校現場においては、子どもたちが自立し、集団の中で人間関係の基本を身に付けさせるため、教職員の意識改革と資質や能力の向上に日々努める必要がある。そして、家庭においては、教育について第一義的責任を有することを認識し、家庭での躰による家庭教育の充実と、心と体を休める場をつくることが重要であると考える。地域においては、子どもたちの異年齢による集団的な遊び、体験的な活動、伝統や文化に触れることができる場づくりが重要であり、子どもたちが地域と関わり、集団の中で様々な体験を通して、社会に適応するため

五五年の「第二期教育振興基本計画」の策定に向けた議論がされており、平成二十四年度中には閣議決定されると聞いている。ついては、この委細が明らかになった時点で、

現行の市教育委員会が所管する市長期総合計画に定められた諸施策及び学校教育の指針を精査した上で、改正教育基本法により努力義務となつて

いる、本市の教育振興基本計画の策定が必要か否か、幅広く研究をしていきたい。

③文部科学省では、窓ガラスや天井など、非構造部材の耐震化について、地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために、平成二十二年

三月に策定した「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」や、昨年七月の「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」の緊急提言により、日常的管理の

中で、点検等をする必要があるものと定めている。本市の場合、これまで構造部材の耐震化を優先して実施してきた

が、点検等により非構造部材の耐震化を必要とする箇所について

は、施設の大規模改修及び修繕において適時適宜に組み込み、中長期的に対応していく。

## 小俣義之議員

- ▼認知症対策について
- ▼元インターふじもとの利用について
- ▼東日本大震災におけるガレキの受入について

### 認知症対策について

**問** ①昨年六月に厚労省老健局から「認知症対策等総合支援事業」の十事業に関する通知が出され、その内容は、市町村に係わる「認知症施策総合推進事業」など、今後の社会づくりに向けて重要なものである。本市として今回の通知を受け、どのような対応をしたのか、あるいはしようにしているか伺う。

②地域社会全体によつて認知症に対応する社会を構築するには、今の子どもたちからの教育が重要であるが、認知症に関する教育について考えを伺う。また、具体的な数値目標を設定して認知症サポーターを作っていく必要があると思うが、キャラバンメイトの養成などその体制作りと、認知症サポーターを増やす取り組みについて考えを伺う。

**答** ①現時点で、「認知症施策総合推進事業」に必要な「認知症サポーター」

「認知症地域支援推進員」の認知症地域支援推進員研修などの、具体的な情報が本市には示されていないが、今後は、

国庫補助を受け事業を実施している自治体の取り組み状況等を調査・研究するなか、本市の実情に応じた医療と介護の連携強化や支援体制の構築に向けての検討を進めていきたい。

②認知症サポーターの養成については、認知症高齢者と接する機会が多い商店連合会、金融機関、市役所、小中学校、老人クラブ、自治会等との継続的な協力体制を構築するとともに、地域に密着した活動を行っている消防団員にも協力を依頼し、見守りネットワークのさらなる充実を図っていききたい。また、認知症を正しく理解していただくために、小・中学校児童・生徒及び保護者に対する「認知症サポーター」養成講座の拡大にも取り組んでいきたい。

なお、認知症サポーターを養成する講座を開催するにあたり、講師を務めるキャラバン・メイトの養成については、今後とも、県等が開催する「キャラバン・メイト養成講座」への参加について積極的に働きかけていきたい。



### 元インターふじもとの利用について

**問** 元インターふじもとの建物について、すでに十年近くもそのままの状態で見置かれ、いまだに利用の見通しも具体的になっていない現状は、寄付された方の気持ちを推察すると心が痛む。この場所は、平成二十一年に土砂災害警戒区域の指定を受けていると認識しているが、今後、この建物及び敷地をどのように活用していくのか、市長の考えを伺う。

**答** 本物件の活用方策については、庁内に検討委員会を立ち上げ、協議を行うとともに、福祉団体を始め、多方面にその活用について打診したが、利用希望者はなかった。また、本館建物は、昭和五十四年二月の建築のため

利用するには耐震診断・改修等が必要であり、また、建物の用途を変更するには、建築確認申請等に係わる様々な要件により大規模改修が見込まれることも加わり、適当な活用方策が見つからず今日に至っている。なお、一部建物については、現在、鹿留緑地広場の用品倉庫として活用している。さらに、平成二十一年には、当該土地が土砂災害防止法による、土砂災害警戒区域に指定されたため、新たな公共施設の設置については適当ではないものと判断している。平成二十四年度には、県道大野夏狩線の拡幅改良に伴い、当該土地の一部買収が予定されているので、その状況を踏まえるなか、既存建物については取り壊しを前提として、地域の皆様とも十分協議を行い活用方策を決定していきたい。

### 東日本大震災におけるガレキの受入について

**問** 三月三日の新聞報道によると、震災ガレキの処理について、山梨県内の首長全員、県民の九割が被災地以外の自治体で広域処理するこ

とが必要との回答をしているが、自らの自治体で受け入れることは八割近くの首長が難色を示している。市長はアンケートに対して、現時点では、ガレキについた放射性物質の安全保障がなく、住民の同意が得られないため受け入れは不可能との見解であるが、すでに東京都などいくつかの自治体で受け入れを行っており、今後、国からの要請があつた場合にどのような対応をしていくのか市長の考えを伺う。

**答** 東日本大震災により発生した莫大な量の瓦礫の広域処理は、日本全体に課せられた問題であり、国民の相互扶助の仕組みを再生するといふ意味からも、正面から対処しなければならぬことだと認識しているが、放射能汚染地域の拡大に繋がるようなこととはあつてはならず、そのためには、まず放射能物質の安全性が保障されること、次に、ごみ処理場建設時において、大月市初狩町との一般廃棄物処理施設建設に伴う協定書に記載された区域外からの廃棄物の搬入については、地元初狩地区の同意を得ること、その同意が得られること、

さらに、焼却後の最終処理灰搬入先施設の、放射線量受け入れ基準の上限である一キロあたり五百ベクレル以下が担保できること等の諸条件が整

## 清水 絹代 議員

- ▼富士の国やまなし「国文祭二〇一三」について
- ▼女性消防職員の採用について
- ▼学校給食食材の放射能物質検査について
- ▼都留市地域防災計画について

### 富士の国やまなし

#### 「国文祭二〇一三」について

**問** ①二〇一三年に山梨県に

おいて、国民の文化の祭典である「みつめる・こえる・つなげる」を基本理念とする

「国文祭二〇一三」が開催されるが、本市における市民への周知と参加のあり方をどのように検討しているのか。また、市民意識、知識向上のためには、どのような施策が必要であると考えているのか伺う。②二月十六日に県立大学で、国文祭に向けてのフットパスの理念を生かしたまちづくりのシンポジウムが開催され、県の助成を受けたNPO「つなぐ」から、自治体と連

携したフットパスガイドブックの作成、ガイドの養成の提言と、県内実践自治体の報告があつたが、本市ではNPO「つなぐ」とどのように関わりを持つ予定か伺う。



**答** ①国民文化祭は、国内最大級の文化の祭典であり、全国各地から多くの方の訪問が見込まれており、訪問者に対し相手の立場に立った心温まる接遇を行い、相手に満足していただくと同時に、もてなす側も喜びを感じるといふ、互惠関係を築くことが重要だと考えている。そし

て、このことは国民文化祭時だけでなく、日常生活のあらゆる場面においても生かされるものであり、これを機会に市民一人ひとりが「もてなしの心」を持って行動する、豊かな人間関係のある、活力ある地域づくりの推進にも繋がっていききたい。周知の方法としては、新聞・テレビ、ラジオ・パンフレット・市広報・ホームページや観光協会のツイッターなどを活用し、各種の事業のPRなどを行い周知に努めると共に、市民の皆様や各種団体への積極的な協力依頼を行っていききたい。②国民文化祭では、県事業の一つに、「フットパス」の開催を計画しており、現在、県においてコースの募集についての検討を行っているところである。本市においては、「十日市場・夏狩湧水群」を巡る里水コースなどの、暮らしの中の文化として定着した行事や自然と一体となり創り出された地域の文化などを体験しながら、その魅力を満喫していただくためのフットパスコースを創出し、発信していききたい。このコースは、特定非営利活動法人つなぐが作成している「やまなしの小道200コース」にも位置づけていきたい。また、

### 女性消防職員の採用

#### について

**問** 平成十六年に総務省消防庁消防課長から各自治体

に「女性消防職員採用・職域の拡大の促進」と「採用についての留意点」、また、職場環境の整備の留意点として「施設整備、業務に関わる配慮すべき事項」等、セクハラ防止への配慮までも盛り込まれた、きめ細かい内容の通達がなされている。市民の防災活動との連携の上にも、女性消防士・女性救急救命士の必要性を強く感じる。そこで、①都留市消防職員採用予定人員に男女の区別が明記されているか伺う。②今後の女性消防職員採用に対する考えを伺う。



**答** ①消防職員の採用に係る募集については、年齢、学歴、身長及び体重に一定の基準を設けるほかに、普通自動車運転免許証の保有、採用後の勤務地への居住、視力正常であることなどを要件としており、男女の性別を問わず応募できることとなっている。試験方法は、一次試験では、教養試験及び消防職適性検査、二次試験では、一次試験合格者を対象に、作文、面接及び男性・女性の一般的な体力差を加味した体力検査を行い、成績上位者を採用してきたところである。②平成十六年度の消防職員の募集に女性の方の応募があったが、これまで女性の任用は実現していない。女性消防士や女性救急救命士が、患者である女性や子供に接することにより、安心感、親近感を与える等の効果も考えられ、その必要性については認識しているところである。今後とも、男女の性別を問わず、幅広い方々を対象として、消防職員の募集を行う中で、安全・安心なまちづくりを担う優秀な人材確保に努めていきたい。

### 学校給食食材の放射能物質検査について

**問** 三月三日の新聞記事によると「県による学校給食の放射能物質検査は一施設当たり、月一回の二品目が限度で全食材の一割止まりの見通しである」とあったが、国の食品の放射性物質基準が四月から大幅に厳しくなる中で県の検査だけで食品の安全が確保できるか不安がある。①現時点で市独自の検査を実施しているのか。②万が一放射能物質が検出された場合どのような対応になるのか何う。

**答** ①今のところ独自検査については実施していない。本市の学校給食に使用される食材の内、米・パン・牛乳の主食品については物資購入委託契約者の（財）山梨県学校給食会から食材ごとに、放射線検査結果が「不検出」又は「基準値内」の旨の報告を受けている。また、その他の生鮮食品等の物資については、産地の明記を義務付けることや地元産を納入することに対応している。②県教育委員会では、放射線検査実施にあたっては、本年四月一日から適用される新基準値よりも

更に厳しい基準値を独自に設定し検査する、スクリーニング検査を採用する方向であることから、この検査をパスした食材については基本的に継続使用が可能と考えている。一方、パス出来ない食材については、県衛生環境研究所が実施する確定検査において、国の基準値以内か否かを明らかにして、基準値を超える食材については使用を禁止、基準値以内の食材の使用は、専門家からの意見聴取や県教育委員会との協議などを経る中で、判断していきたい。



### 都留市地域防災計画について

**問** 昨年十二月に再配布された都留市地域防災計画は、変更箇所がほんのわずかであるため、差し替えて充分であり、配布された側も厚い書類の増加に困惑している。さらに、富士山火山防災への対応と浜岡原発への危機管理対応について、なぜ今一

番懸念されているこのような重要な項目を盛り込んで再発行しなかったのか何う。

**答** 本市では、例年、七月に計画内容の見直しを行い、八月の防災会議の協議を経て修正を行っており、本年度は、地震災害情報等についての気象庁の基準や、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が、新たに告示されたことなどによる修正を行ったため、修正部分が八十パーセントにおよび、防災計画全体の二割程度になることから、修正部分の差し替えではな

### 国田 正己 議員

- ▼都留市における県立高等学校新設校の今後について
- ▼県道大幡初狩線の拡幅について
- ▼都留市立病院産婦人科の一日も早い分娩再開について

### 都留市における 県立高等学校新設校の 今後について

**問** ①県高等学校審議会におけるこれまでの審議状況をみれば、連携型を中心に検討するという意見が出されているが、県立による併設型中高一貫教育校の設置に向けて前向きな、都留市における高

く、新たに製本し配布したものである。浜岡原子力発電所の事故を想定した原子力災害に関する対策及び富士山の噴火を想定した噴火に対する対策については、十二月の県の防災会議で決定された山梨県の地域防災計画の内容を精査し、その連携と整合性を図ることを前提に、本市の状況に柔軟に対応した平成二十四年度の地域防災計画の見直しを行っていく。また、製本の形態等についても、その際併せて検討していきたい。



であるが、難関大学などへの受験に対応するため地域の要望に沿った理科などの特別クラスを設置すべきである。以上、二点について強く要望し、運動していくべきであるが、当局の考えをより具体的に示していただきたい。

**答** ①新設高校への中高一貫教育の導入については、

調停案にも盛り込んだが、これまで県教育委員会においては、高校審議会の動向を注視するなか「併設型の中高一貫校を進める答申がなされるのであれば、新設高校への設置も可能である。」との見解を示していたが、現時点での県高校審議会での方向性は「連携型」を中心に検討するときは違ってきている。「併設型」であれば、県立の新設高校と県立中学校との中高一貫校であるので、県教育委員会へ設置を要望していくことになるが、「連携型」であれば、県立高校と市立中学校との連携教育になるので、市教育委員会としての意思決定が必要となる。そのため、市教育委員会においても「検討組織」を設置し、高校審議会答申の結果如何に関わらず、中高一貫教育に関する調査・研究を

幅広く進めていくこととしている。②県教育委員会が設置した両校関係者と都留市等メンバーとする「新設高校設置に係る検討会」で、二月二十九日に開催された第一回検討会では、新設高校の学科編成は、普通科と工業系学科がそれぞれ四クラス、専門教育学科一クラスの計九クラス編成になるとの説明であった。この「専門教育学科」については、「都留市における高校再編整備を協議する会」において、都留文科大との高

大連携を視野に、英語に特化したカリキュラムを設定した「英語科」の設置を中心に議論が交わされたとところであるが、検討会では、県教育委員会から「英語科」は、英語科の科目の授業時数が少なく不利になるとの説明があり、これに呼応する形で、地元出席者の中からも「英語科」設置に対する異論が出されるなど、必ずしも一本化される状況にはなっていないと考えている。現時点で県教育委員会は、「英語の単位数をバランスよく配置するとともに、

国公立大学への進学に対応できる学科の設置」との方向性を示しており、専門教育学科についての県教育委員会と地元関係者との考えは、収斂に向かっているものと感じている。県教育委員会は、本年五月には専門教育学科の原案を策定し、八月には決定するスケジュールを組んでいるが、地域の小中学生やその保護者に対し、新設高校の魅力アピールするには、明確なコンセプトをもった、成果の上がる専門教育学科の設置が重要な要素となるので、本市としても、地域の多様な学習ニーズに的確に応える専門教育学科の設置に向けて取り組んでいく。



### 国道大幡初狩線の

### 拡幅について

**問** 大幡初狩線の狭隘箇所は大幡地内だけとなつている。このような中で、本年二月五日には車どうしの正面衝突事故が起きたところである。交通量の増加をみれば早

急な整備が必要であるのではないかと。市当局においても県に積極的な働きかけをしていただき、早期完成することを願う。

**答** 大幡地内の約一キロメートルの狭隘区間については、事業主体である山梨県においても狭隘で急カーブが続くことから事故等の発生する恐れの高い危険路線として認識しており、拡幅改良計画を

検討しているが、現況の交通量や財政的な問題等を勘案し、当面は宝バイパスの金井交差点から鷹の巣交差点までの未整備区間の整備を優先し、その後、大幡初狩線の改良事業に着手する計画とのことであるが、一日も早い事業着手がなされるよう、引き続き山梨県に対し積極的な働きかけを行っていききたい。

### 都留市立病院産婦人科の

### 一日も早い

### 分娩再開について

**問** 二月定例県議会の一般質問において、都留市立病院の産科の再開に向けた取り組みについての知事答弁は、二〇〇八年三月まで出産を受け付け設備も整っていることから、再開を図るべき医療

機関だと考えており、産科医の確保に努め出産の受け入れが再開できるよう全力で取り組むとのことであった。県当局との連絡を密にする中で市民はもとより、東部地域の約十万人の方が強く望んでいる分娩再開を一日でも早くすべきであると思うが、当局の考えを伺う。

**答** 山梨県が策定した「山梨県地域医療再生計画」において、本医療圏における恒常的な医師不足に対応し、地域医療に従事する医師を確保するため、山梨大学等への「寄付講座」の設置が位置づけられ、これにより指導医及び研修医を確保し、当院など地域医療を担う医療機関に派遣することとなっている。これまで山梨県当局と緊密な連携をするなか、山梨大学へ同道しての訪問や情報収集を行ってきたが、山梨大学においては、産婦人科医師の不足が解消されておらず、未だ実現されてはいない。また、本院としても独自に様々な人脈や伝を活用して、都内の大学病院や個人への働きかけを行ってきたが成果を出すには至っていない。今後、さらに山梨県との連携を密にし、約十万人

が暮らすこの東部地域におい

て、分娩施設が存在しないという見過ごすことの出来ない状況が、一日でも早く解消できるよう努力するとともに、様々な手立てを考え全力で取り組んでいく。



### 杉山 肇 議員

- ▼人口減社会における下水道事業のあり方について
- ▼中高一貫校誘致について
- ▼英語教育について

### 人口減社会における下水道事業のあり方について

**問** 日本社会における少子高齢化が将来の日本の社会へ与える影響について、決して楽観できるものではなく国の存亡に係わる深刻な問題であると痛感する。五十年後は四〇％を越えるという超高齢化社会の進行に伴い、今後ますます増え続ける社会保障費。そして少子化に伴う支える側の減少。国においても、その社会構造の変化に対応すべく社会保障と税の一体改革として将来の国のあり方を論じているところである。一方、地方についても、地域主権改革一括法の制定など地方分権、地域主権へと向かう大きな流れの中にあり、地方

にとつては、より大きな責任の下、自主自立の地域社会の確立が求められている。本市としても、当然ながら、将来の社会構造を前提にしながら、持続可能な自立した地域の構築に向けて進めていかなければならぬ。そこで、現在都留市における最も規模の大きい事業である下水道事業について、その認識を伺う。平成二十二年度末までの都留市における普及率がいまだに二五・八％にとどまるなか、ここまでに都留市が費やした税金が約百五十億円、これからさらに完成まで百億円以上を費やす、まさに莫大な費用がかかる事業として考えたとき、都留市のように中山間地に位置する地域において、果たして最も合理的な事業なのか疑問を持たざるを得ない。

さらに、今後この都留市において大きな変化がない限り、人口減に伴い世帯数も減っていく、逆に高齢者世帯が増えていくことになる。今後、下水道事業にとつてより厳しい環境になっていくことは間違いないことであり、そのことは当然ながら都留市の財政へも大きな影響を与えることになる。この先も計画通り下水道事業を進めた場合、社会保障費が膨らみ続ける中で、次の世代へ大きな負債を残すことにならないのか、下水道事業に対する認識を伺う。



**答** 本市の公共下水道事業は、平成五年度に桂川流域下水道関連都留市公共事業として事業に着手し整備が進められ、平成十六年度には供用が開始され、平成二十一年度には、昨今の公共事業を取り巻く厳しい経済状況や、本市や市民への経済的負担、また、整備期間の長期化などを勘案し、下水道整備区域の適正な縮小を図るための見直しを行ったところである。この見直しでは、本市の中山間地特有の地形を考慮し、いくつかに分割した区域を公共下水道で整備する場合と、合併処理浄化槽で対応する場合との建設費と維持管理費につい

ての経費比較を行い、下水道として整備する区域を決定したところである。下水道事業は、今を生きる私たちだけのものだけでなく、未来への投資ともいえるものであるが、市債借入額が伸び続けることが許されるはずもなく、今後、プライマリーバランスを堅持するなか、本市の財政規模に応じた、中・長期的な展望に立った効果的で効率的な事業を推進していきたいと考えている。また、運営においても、一層の広報・啓発活動を行うとともに、受益者負担金の徴収率や接続率の向上による財源確保にも努めていきたい。

### 中高一貫校誘致について



**問** 中高一貫校については、昨年、本会議において述べたところであるが、設置型にしてもあるいは連携型にしても、そこには内在する多くの問題点を抱えている。いうまでもなく将来を担う子どもたちを育てる学校は教育機関であり、ましてその学校を誘致しようということであれば、子どもたちにとって本当に必要なものなのか、そこには小中の関係者や教職員な

どより慎重なそして幅広い議論があつて当然であり、そうすべき問題でもある。しかし今回、高校関係者の一部から中高一貫校誘致の話も、残念ながら、幅広い議論が成されたとは思えない。教育機関は最も重要かつ子どもたちを育てる機関という意味ではより慎重なものであり、その主役である子どもたちの観点でのメリット、デメリットなどをしっかりと幅広く論じ、あつることが有効というのであれば、その意義をしっかりと市民と共有し進めるべきである。今回、市長説明では中高一貫校について「さまざまな角度から慎重に見極める必要がある。」と述べている。つまり、都留市として、現時点では中高一貫校誘致には消極的であるという認識でいいのか伺う。



**答** 本市への中高一貫校の誘致については、昨年十一月に行われた「都留市における高校再編整備を協議する会」の席上で、県教育委員会から「高校審議会から併設型の中高一貫校を進める答申がなされるのであれば、新設高校への設置は可能である。」との見解が示されたこ

とから、本市としても「中高一貫教育の新設高校への導入の検討」を調停案の一項目に加え、県教育委員会に要望していくこととした。しかしながら、当初「併設型」を想定していた県高校審議会の議論の方向性は「連携型」を中心に検討することとされ、山梨県における中高一貫教育の推進は、中学校を設置する市町村教育委員会の意向に大きく委ねられることとなる見込みである。そのため、連携型の中高一貫教育が「本市の教育行政にとって適切なものなのか、様々な角度から慎重に見極める必要がある」との認識に立ち、本市教育委員会でも「検討組織」を設置し、高校審議会の答申の結果如何に関わらず、中高一貫教育に関する幅広い検討を進めることとした。本市としては、県教育委員会が併設型の中高一貫校の設置を推進するのであれば、新設高校に併設する県立中学校を誘致するとの考えに変わりはないものである。

### 英語教育について

**問** 新学習指導要領の全面实施により本年度から小学校五・六年生の英語教育が始

まり、来年度からは中学校で新学習指導要領による英語教育が始まることになる。市長説明にある「のびのび興譲館」での英語塾も評価するところであるが、教育という観点で捉えれば人数に限りがある。都留市の子どもたち全てに生きた英語を学ぶ機会を与え、身につくものにするために小中五年間のカリキュラムの中で英語教育をすべきだと思ふ。また、新学習指導要領には英語力等外国語能力強化地域の形成という提言もされており、地域全体での英語力向上を目指すことは、教育首都つるとしてのソフト面における大きな柱にもなり得ることであり、そのためには教育委員会による地域的なプロジェクトの立ち上げ、推進が欠かせない。小中における基礎教育の段階での先進的な真に生きた英語教育の実践をこの都留市で進めるべきだと思ふが考えを伺う。



**答** 本市の英語教育への取り組みとしては、平成二十一年度から、子どもたちが英語に慣れ親しむ授業をスタートさせ、ALT（外国語指導助手）を増員することで、全ての小学校に週一コマ派遣

し、授業や教材作成等の支援を行い、必修化に備えてきたところである。また、「英語力」の向上には、発育課程の早期段階から英語活動に取り組むことが有効であり、そのため、都留文科大学と連携し、将来教員を目指す学生の協力を得て、現在、事業化されている「のびのび興譲館事業」の中に「英語塾」を設置することとした。学生が主体となつて英語活動に関わるこ

とで、学校現場の教育課程とは一味違った融通無碍な遊び感覚で英語に親しめる場づくりが可能となり、子どもたちが早い段階から英語に興味を持つことに繋がるものと期待している。また、のびのび興譲館における英語塾の成果を検証するなか、将来的に地域を挙げての英語力の向上対策事業の展開に繋げていく可能性を探っていききたい。

### 小林 義孝 議員

- ▼東日本大震災へ支援継続を
- ▼都留大独立行政法人化の現状について
- ▼公共交通体系について

### 東日本大震災へ支援継続を

**問** 被災地・被災者ががんばるためには、がんばる足場が必要で、個人や自治体、地域の団体の力の及ばない足場固めは、被災者の声に応えて国政が当らなければならぬ。また、原発であるが、福島第一原発の再稼働はあり得ない。撤去まで三十年四十年かかるという、周辺地域の居住者が避難先からいつ戻れる

のか見通しが立っていない。その責任は原発建設をあらゆる手段を取って推進してきた東電と政府、「原発利益共同体」にある。がんばる足場という点では、被災前にすでに足場は崩されていたという事実がある。例えば医療機関であるが、被災三県沿岸部の勤務医数は震災前から、全国平均の六割前後にとどまっていたという。被災地の復興は国民みんなの支えで成し遂げられなければならない。現地の声をもとに、被災前に壊され

ていた地域コミュニティの修復をしつつ復興することが求められている。こうしたなかで被災から一年、これから支援活動をどう考えるべきなのか。何よりもできるだけ多くの市民に現地を見てもらいたい、そのためにさまざま形態の支援ボランティアの派遣を求めたいと思う。市の支援策を問う。



**答** 東日本大震災の発生による状況を、全ての国民で分かち合い被災地の復興支援に努めるとともに、このことを恩寵的試練とし、安全・安心で人々の絆や支え合いの心が実感できる、持続可能な日本を再生していくことが、今を生きる私たちの責務であるとの認識のなか、これまで消防職員や市職員の派遣、義援金や物資の提供、また、市内への避難者に対し、県内では最も早い時期での、生活用品一式を整備した住宅の提供を行う等、様々な支援を行ってきたことである。被災地の復興は、国民みんなが支え、成し遂げなければならず、被災地の地域コミュニティを復活させるためにも、被災しなかつた自治体の役割として、今後、国の動向を見定めるなか、本市

としてできる限りの人的派遣や支援施策を引き続き講じていきたい。また、被災地の復旧・復興には、災害救援ボランティア等の活動が大きな力を発揮していると認識しており、職員のボランティア活動への参加については、奨励的な意味合いを込めて、ボランティア休暇の取得が容易になるよう対応していきたい。さらに、市民のボランティア活動への支援についても、関係機関・団体等と連携し、可能な範囲内で必要な対応を講じていきたい。

### 都留大独立行政法人化の現状について

**問** ① 昨年十一月三十日に開かれた大学の第三回理事会の議事概要の報告に「平成二十四年三月卒業予定者の就職内定率について担当より報告」とあり、「十月一日現在の就職内定率は、全国五九・九％、本学十八・七％となっていて、全国と比較しても厳しい状況といえる」とある。全国の三分の一以下はあまりにもひどい数字であるが直近の数字はどうなっているのか。教員、公務員、企業の別に報告を求める。② 非正規

職員の割合を増やし人件費の削減をいっそう進めようという意思を感じるが、現在の職員数はどうなっているのか。現在の大学職員、市の職員、嘱託、アルバイトの別、及び新年度四月一日現在見込みの報告を求める。一方で、役員報酬であるが、現状はどうなっているのか。都留大の発展を本当に考えているのであれば、理事長は非常勤の理事と同じ日当制にし、その報酬で若くて有能な職員を採用すべきではないか。大勢の人が採用できると思うが検討を求めたい。③ 大学のホームページには「市民の十二人に一人は都留大生」と書いてあるが、これは学生数が三千人の話である。昨年三月議会では学生数三千二百人と思いきや、昨年五月一日現在の数字が載っており、大学院生などを含めると三千三百五十人に急増している。しかも、市のホームページの長期計画の指標では【現況値】↓平成二十一年度、四千二百十九人【目標値】↓平成二十七年、四千三百人と記されている。いったい何を根拠にどういう狙いで学生人口の拡大にこだわるのか。④ よい大学とは何か、卒

業後の間違いのない進路はその一つのモノサシであると思うが、法人化は三年目にして逆の効果を生み出している。就職内定率の極端な低下は独立行政法人化の破たんを示しているのではないのか。市民からは法人化で都留大の存在が遠くなったという感想もある。都留大の法人化について、どんなメリットがあったか、あらためて市長の認識を問う。



都留文科大学

**答** ① 昨年十月一日時点における今春卒業予定者の就職内定率は、教員や公務員志望が多い大学としての特異性を考慮しても低い数値である。と認識している。今や民間就職率が全就職者の五割を占める中で、全国から集まる学生たちの多くが望む出身地方での就職は、東日本大震災の影響

もあり昨年にも増して厳しい状況となっており、内定率の低下はこれがストリートに現れているものと受け止めている。大学に対し直近の就職内定状況について報告を求めたところ、就職希望者七百十四人に対し民間企業内定者百六十三人、公務員三十八人、教員七十二人（臨時採用者を含む）内定率は三十八・二％との報告を受けている。今後この時期に教員の臨時採用者が例年九十名程度上乗せされるほか、教員からの報告漏れの数を合わせれば、ほぼ昨年並みの率に近づくものの、本年度もかなり厳しいとの見解であり、就職状況の改善に向け平成二十四年度からは、学生の就職支援を強化するため専門職員の採用を進めているとの報告も受けている。② 大学事務部門の体制は、三月一日現在の状況では、市からの派遣職員二十五名、法人採用職員八名、賃金職員二十七名、嘱託職員九名の総勢六十九名の体制である。平成二十四年度においては市派遣職員、法人職員合わせて三十三名は変わらず、賃金職員、嘱託職員については就業に関する規則の整備を行い、これまでの賃金職員に該当する有期雇用職員一種については学生支援部門などに二名を増員し二十九名、また、専門資格、技能、知識等を有する嘱託職員に相当する有期雇用職員二種については、平成二十三年度同様九名の雇用を予定し、期間を定め雇用する賃金職員など有期雇用職員の就業に関する規則等については、労働関係諸法の改正に合わせ労働条件等を見直すことで新年度に臨むとの意向である。役員報酬であるが、理事長の年俸は千二百万円、副理事長（学長）の年俸は、千四百七十二万四千円、理事（副学長と事務局長）の年俸は、千百一十二万二千円である。なお、理事長、学長別置型の他の公立大学法人理事長の年俸額は、他の公立大学からの聞き取り調査によると一千万円程度から千八百万円程度であったとの報告を受けている。③ 第五次長期総合計画後期基本計画の分野「教育首都つる」を、目指したまちづくりの中で、具体的な事業として「学生人口拡大に向けた方策の検討」を掲げ「学生人口の拡大を図るための、新たな教育機関設置の可能性や、その整備手法

などの検討を行います。」と記されている。「学生人口」は、都留文科大学生と同大学院生、これに市内の二校の高校生を加えた数である。四千人は、平成二十五年四月に開校する県立産業技術短期大学の学生を見込んでの希望的な数値となつてゐる。また、都留文科大学の学生及び大学院生の在籍者数であるが、学校基本調査によると各学科、大学院の入学定員に変更はないが、平成二十一年度が三千二百十二人、二十二年度が三千三百七人、二十三年度が三千三百五十四人となつてゐる。県立高校の再編問題に絡み県立桂高等学校の跡地利用については、現在、有識者会議で新たな高等教育機関の設置の方向で審議が進んでゐるものと認識しており、学生人口の拡大は、このように新たな教育機関の市内への設置により実現されることを前提に進めるべきだと考えてゐる。引き続き「教育首都つる」を目指し、多彩な教育関係機関や研究機関の設置、また、誘致に努めていきたい。④公立大学法人都留文科大学は、平成二十一年四月にスタートし今年で三年が経過する。非常に厳しい社会情勢の中での

船出をした大学にとつては大きな試練が続いてゐるが、この困難と苦境を乗り切るため、理事長、学長を中心とした懸命な努力が実践されてゐると認識してゐる。また、東日本大震災の際には、東北地方からの学生を多く抱える大学として、迅速に対応策を検討したとのことである。大学は、地方独立行政法人会計基準に基づく企業会計を導入しており、弾力的な運用が可能であることから、他大学に先駆けて学生支援に向けた方策を次々と打ち出すことができた。被災した学生を対象とした授業料減免枠の拡大、また特別奨学金制度の導入などは、正に法人化された故の対応であつたと認識してゐる。法人化の最大の功績は、理事長、学長のリーダーシップのもと、教育・研究活動の更なる充実を図るとともに、継続した自己改革が適切に実施される、自主性・独立性・公開性に富んだ大学経営を行い、より魅力ある大学づくりを目指す体制づくりが確立されたことである。設立団体である本市としても、都留文科大学のより一層の発展に向け、積極的に支援していきたい。

**問** 低炭素時代、市民の足の確保、とりわけ交通弱者対策などが基調とされることに誰も異存がないと思う。ただ、そこにどれだけ公費を投入するかという点で意見があるようであるが、公共交通機関を維持するのは近代政治において行政の責務であり、節約は不便に置き換えてよいものではない。こうした前提のもと、三点について質問する。①循環バスの運行についてである。試験運行では一日三往復だったが、買い物や病院に通う市民から出された意見は、せめて一往復増やし四往復にしてもらいたいというものであつた。そのため、一便増やし、時間の工夫をすればぜひぶん使いやすくなり利用者も増えると思うがいかがか。②デマンドタクシーの運行範囲の拡大である。買い物難民といわれる高齢者に対応できるのはデマンドタクシーである。「高齢者にやさしい街」を看板に、定住人口の拡大をも狙いにして、デマンドタクシーの運行を拡充したらどうか。③バス停の名称につ

いてである。ファミリー前というバス停があるが、すでにファミリーコはない。道生堀というバス停は中央道の料金所入口であり、瀬中というバス停は市立病院に次ぐ民間総合病院前である。そのほかにも変えた方がいいバス停の名称があるかもしれない。市民の公共バスに対する関心を高める機会としても、検討を求め

**答** ①市民、事業者、行政で構成する都留市地域公共交通活性化協議会において、朝は、通勤・通学・通院用、昼は、通院・買い物用、夕は、買い物・通勤・通学用として利用者想定し、右回り、左回り各三本とすることが望ましいとの結論が出されたところである。これについては、実証運行において、一台当たり平均五・五人の利用者があり、この数値は、県内の他地域の利用者状況と比較しても評価できるものとなつてゐる。今後、本格運行にあつては、他の公共交通も併せて十分に活用がなされるよう、利用しやすい運行時間の設定や公共交通ガイドの配布等多様な取り組みを事業者とともに検討していく。②実証運行では、一部タクシー会社

の利用客数に影響がでてゐることが事後調査により明らかとなり、タクシー事業者との競合ではなく、共存していくための施策として構築していく必要があることが都留市地域公共交通活性化協議会において意見集約されたところである。デマンド型乗合タクシーの運行範囲の拡大については、計画を推進する中で、今後さらに進んでいく本市の高齢化状況も踏まえつつ、その導入について地域自らが、また、住民一人ひとりが当事者意識を持つて十分に検討していく必要があると考えてゐる。そうした取り組みに対し積極的な支援体制を整えていきたい。③都留市地域公共交通総合連携計画の目標の一つに「利用しやすい環境の整備」を掲げており、この中で「利用しやすい停留所の設置」が位置づけられており、バス停の位置と併せ名称についても地域との協議の対象にしていきたい。また、デマンド型乗合タクシーについても愛称名を募集するなど、地域の皆様が創り、愛し、守る公共交通として利用がなされるよう、取り組みを進めていく。

## 3月定例会各委員会の審査内容と結果

### 【総務常任委員会】

委員長 小林 歳男

本委員会は、付託された、議第三号、議第五号、議第九号及び議第二七号の一部について、三月十二日に委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。  
審査の過程では、県からの権限移譲による効果、具体的事例等について、その他、質疑が行われました。  
審査の結果は、議第五号について採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決し、他の議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



### 【社会常任委員会】

委員長 谷垣 喜一

本委員会は、付託された、議第一号、議第六号、議第七号、議第二七号の一部及び議第二八号について、三月十二日に委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。  
審査の過程では、医療費助成の拡大による見込額について、システム変更に伴う適切な事務処理について、都留第二中学校及び給食センターに設置する太陽光発電の概要について、その他、質疑が行われました。  
審査の結果は、いずれの議案も原

案のとおり可決すべきものと決しました。



### 【経済建設常任委員会】

委員長 杉山 肇

本委員会は、付託された、議第二号、議第四号、議第八号、議第一一号及び議第二七号の一部について、三月十三日に委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。  
審査の過程では、玉川グラウンド使用料の減額、免除等の措置について、認定する市道の幅員等について、その他、質疑が行われました。  
審査の結果は、いずれの議案も原案のとおり可決すべきものと決しました。



### 【予算特別委員会】

委員長 小林 歳男

本委員会は、付託された、議第一二号から議第二四号までの平成二十四年度都留市各会計予算、議第二五号、平成二十四年度都留水道事業会計予算及び議第二六号、平成二十四年度都留市病院事業会計予算を審査するため、三月十四日、十五日、十六日の三日間にわたり、委員会を開き、説明員の出席を求めて審査を行いました。  
審査の過程では、コンビニ収納の効果について、震災ガレキの受入れに関わる考え方等について、孤立死防止にかかるネットワーキング構築について、木質バイオマス、ペレット等の将来的な展望について、救急救命士のメデイカルコントロールについて、水道管の石綿管、老朽管対策と耐震化の進捗状況について、病院のオーダリングシステム導入に伴う予約、再来時のシステム対応等について、その他、多くの質疑が行われました。  
審査の結果、議第一二号、議第一七号、議第一九号については、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決し、他の議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。



### 議会運営委員会研修

二月六日（月）～七日（火）に都留市議会「議会運営委員会」の視察・研修を委員長他六名の委員と、議長の参加のもと、静岡県伊豆市で行いました。

伊豆市は、平成十六年四月一日に伊豆半島中北部の四町の合併により誕生した人口約三万四千人の市であり、市役所を訪れ、議会運営の取り組みについて研修しました。

研修では、議会改革等に関する調査研究を行うことを目的として設置された、全議員参加による伊豆市議会改革検討委員会において、調査検討された内容及び市民に開かれた議会としていくためへの様々な取り組みについて研修しました。



# 議会日誌

## 一月

4日(水) 都留市役所仕事始め式  
 8日(日) 第58回都留市成人式典  
 9日(月) 都留市消防出初式  
 11日(水) 愛知県半田市議会新エネルギー施策  
 特別委員会行政視察研修

12日(木) 議会だより編集委員会  
 14日(土) 第10回市民俳句かるた大会  
 17日(火) 議会改革特別委員会  
 福島県福島市議会議員行政視察研修

19日(木) 都留市老人クラブ連合会新年互礼会  
 議会だより編集委員会  
 交通問題特別委員会  
 新春賀詞交歓会  
 都留市道志会新年会  
 リニア中央新幹線富士北麓・東部  
 建設促進協議会総会

20日(金) 議会改革特別委員会小委員会  
 民生委員児童委員協議会の新年互礼会  
 都留市校長会・教頭会新年互礼会

26日(木) 福島県会津若松市議会議員行政視察研修  
 2日(木) 広域行政圏市議会協議会第43回総会  
 3日(金) 岡山県倉敷市議会議員行政視察研修  
 交通問題特別委員会

## 二月

1日(水) 都留市議会運営委員会視察研修会  
 6日(月) 都留市議会運営委員会視察研修会  
 6日(月) 都留市議会運営委員会視察研修会  
 6日(月) 都留市議会運営委員会視察研修会  
 8日(水) 中高一貫校誘致特別委員会  
 静岡県浜松市議会議員行政視察研修  
 山梨県東部広域連合議会議員視察研修  
 山梨県市議会議長会議員合同研修会  
 山梨県東部広域連合議会運営委員会

13日(月) 山梨県東部広域連合議会運営委員会

## 三月

14日(火) 議会改革特別委員会小委員会  
 15日(水) 秋田県湯沢市議会議員行政視察研修  
 16日(木) 病院運営委員会  
 17日(金) 山梨県立産業技術短期大学校  
 都留キャンパス起工式

19日(日) 中央公民館合同閉鎖式  
 20日(月) 全国高速自動車道市議会協議会  
 第38回定期総会  
 水道運営委員会  
 山梨県東部広域連合議会2月定例会  
 大月都留広域事務組合議会3月定例会  
 議会運営委員会  
 全員協議会

22日(水) 議会改革特別委員会小委員会  
 24日(金) 新設高校設置に係る検討会  
 28日(火) 3月定例会(閉会)  
 議会改革特別委員会  
 3月定例会(一般質問)  
 都留市はつらつ鶴寿大学  
 卒業式並びに修了式

29日(水) 総務常任委員会  
 社会常任委員会  
 経済建設常任委員会  
 予算特別委員会  
 予算特別委員会  
 予算特別委員会  
 3月定例会(閉会)  
 全員協議会  
 第3回県立桂高等学校跡地活用に  
 関する検討有識者会議  
 東京都世田谷区議会議員行政視察研修

30日(金) 東京都市田谷区議会議員行政視察研修

### 各会議における議員の欠席日数状況報告

【平成24年1月1日～平成24年3月31日】

議員名	藤江喜美子	藤本明久	鈴木孝昌	谷内茂浩	清水絹代	水岸富美男	杉山肇	谷垣喜一	堀口良昭	杉本光男	武藤朝雄	国田正己	藤江厚夫	小俣義之	小俣武	小林歳男	上杉実	小林義孝
本会議	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-
常任委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特別委員会	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	-	1	-	-	-	-	-

## 編集後記

議会だより編集委員会では、みなさまに、議会が身近なものとして感じていただけるよう、議会活動や定例会等の内容について、読み易く、また、分かり易くするために、簡略化等の工夫検討を重ねております。

今後も市民に開かれた議会を目指して、編集に取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。



議会だより編集委員会  
 委員長 国田正己  
 委員 小林歳男  
 委員 小俣武  
 委員 谷垣喜一  
 委員 杉山肇  
 委員 谷内茂浩



この議会だよりは、環境保護のため、再生紙、大豆油インクを使用しています。